

資料18に対する事前質問等に対する回答

No.	資料番号	意見質問等	委員名	担当課	担当課コメント
1	18	番号6(番号2-1の1)も関連)の意見「事業によっては、区域ごとに設定すべきである。」に対して、「教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。」という基本方針に基づいて、区域分けしないという回答は理解できます。しかし、「この考え方にに基づき、市内全域を1区域としており」の回答については、共通の区域設定をするという考え方で、市内全域という広い区域を1地域にすることには関連が無く、妥当性に欠けると思います。 基本方針には、「…保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。…この場合において、…共通の区域設定とすることが基本となる。」と記載があります。つまり、「保護者や子どもが容易に移動可能な区域を定めること」がまず基本にあり、この場合において、「共通の区域設定とすることが基本」になります。市内全域を1区域としてしまっは、「保護者や子どもが容易に移動可能」ではありません。 「保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域となるようにすべきである。」という意見の回答にはなっていないと思いますので、回答を修正した方がよいのではないのでしょうか。	宗片委員	子育て支援課	小金井市における教育・保育提供区域の設定については、利用者の通勤等の実態を踏まえつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域としております。提出者の御意見は事業によっては区域ごとに設定すべきとあり、それに対して1区域のままとお返しておりますので、このままとさせていただきます。
2	19	6ページの2つ目の表について、各年齢ごとの表が出ているにも関わらず、わざわざ2学年の人数を一緒にするのはなぜか？	奥村委員	子育て支援課	子ども子育て支援法では、認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。また、基本方針では、こうした法律の枠組みを前提として、0歳児については、0歳児保育の政策的位置づけにより大きく変わることから、特に満1・2歳児と区分して、「量の見込み」、「確保方策」を記載することと示されており、これに基づいた記載を入れております。
3	19	8ページの(3)②の表について、なぜ2学年の人数を一緒にするのか？以下の問題があると考えます。ミスリードを起こしやすい、市民の必要なデータとずれている、保育課の説明を裏付けるデータとなっていない。これらを考慮した上でも、1.2歳児についてまとめた方がよい理由があれば、それについて聞きたい。	奥村委員	子育て支援課	
4	19	ちなみに8ページ②では令和4年度の1.2歳児の確保で過分が131となっているが、1月28日現在では△27という認識で正しいか？	奥村委員	保育課	御覧いただいた資料は、令和4年4月入所一次募集の結果(令和4年1月28日現在)を記載したもので、対象施設は認可保育所(特定保育施設及び特定地域型保育事業)のみとなっています。 一方、「のびゆくこどもプラン 小金井」における確保の内容や国の待機児童調査の基準においては、認可外保育施設も供給量として含まれているため、御指摘の△27人が不足する人数の確定値ではありません。 なお、先の一次募集の後、各園の空き状況から二次募集も行われることとなりますことを申し添えます。
5	19	実行方法、他市と比較した実施期間や期限の設定や必要な職員数についての記述は必要ではないか。 上記質問に関連して。 例えば、令和4年4月入園について、 小金井市 申請10/15まで 結果1/28 期間3カ月半 国分寺市 申請11/21まで 結果2/4 期間2カ月半 武蔵野市 申請11/10まで 結果1/19 期間2カ月半弱 府中市 申請11/19まで 結果2/4 期間2カ月半 小金井市では、保育所入所の申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに要すべき期間が近隣他市と比較して1カ月近く長い。 この原因は、他市と比較した際に、職員の人数不足か、他市と判断基準の違いか、もしくは特別の事情があるためか？ 上記の返答で、現時点で既に職員の人数不足があげられるのならば、(他の理由であれば、返答不要です) オンブズマンなどの新規事業、事業の拡大や推進、支援の拡充などをおこなった際に、現在の業務に支障がでるのではないかと？例えば、保育所入所の申請の応答が4カ月を超えるなど。 職員数についての記載はないが、職員不足に陥れば、11ページの保育の質の向上において、取組はするが不十分となる、検討するが簡易化や業務の変更はしない、推進するが遅い。などの影響が考えられる。市が積極的に職務を遂行しているよう、対応する職員の必要数の確保が課題となるが、現時点では何名ほどの職員が担当していくことになるのか？他市と比較してそれは適切な数か？ 13ページの相談や支援も、職員が不足していれば、相談していても適切な時期を逃したり、十分な時間がとれず、短時間で済ませたりせざるを得なくなるなどの影響が考えられる。相談や支援にはどの程度の職員数が必要だと考えるか？他市と比較して適当な数か？	奥村委員	保育課	小金井市の4月の入所申請について、R4.4申請のスケジュールでお答えしますと、御意見のとおり10/15を締め切りとしております。しかしながら、10/15までに出された書類で記載誤りや、就労証明書の不備などに対応するため、結果として11/12まで不足書類等の提出を受け取るとともに、契約社員の方など就労契約期間に定めのある方や育児休暇取得証明書などの追加書類の提出を1/7まで受付を行っております。 この対応は、なるだけ申請者の方の状況を正しく確認し指数を判断したいとの考えに基づいております。 よって御意見では、小金井市の申請書類の処理機関が他市と比べて長いとの御指摘がありますが、申請者の書類の不備などに丁寧に対応している結果、長くなっていることが要因と考えております。

6	18	2-1.3.6 市内を一区域とする、という設定について、納得していない、理解しかねている方が少なくないという印象を受けました。 わたしとしても、小金井市のコンパクトさを上手く活かせる部分がたくさんあると思いますし、小金井市の強みだとも思いますが、それを全てのこと当てはめれば上手くいくかと言うと、そうではないような気がします。 一区域とする理由として挙げられている「市内全体の広域的な観点で効率的な設備整備が図れ…」という部分には、疑問が残りますし、「…一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能…」という部分には、(解釈違いだったら申し訳ありませんが)その場凌ぎで一時的な問題は解決できたのかもしれないが、その後の中長期的な目を見たときにどうなのだろうか?と感じてしまいます。	栗田委員	子育て支援課	区域の設定については、利用者の通勤等の実態を踏まえつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域としております。
7	18	2-1.3 子ども園の新設に関して、以前質問した際、子ども園を希望する既存の幼稚園は今のところ無い、と回答頂きました。実際に子ども園新設は現時点で現実的な話として何か進んでいるのでしょうか?	栗田委員	保育課	認定こども園は園庭が必須であるなど、ある程度の土地の広さが必要となることから、なかなか提案がない状況です。今後も市全体のニーズの状況なども見ながら、引き続き誘致等に努めてまいります。
8	18	2-2 以前質問させて頂きましたが、なぜ幼稚園教諭は対象外なのでしょうか?	栗田委員	保育課	保育の質のガイドラインについては、国の保育所保育指針を基本に策定したものであり、待機児童解消のために急増した保育園の質の維持・向上を図るために策定されたものとなっております。 国の「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」は、以前よりもその内容が近づいている状況ではありますが、幼稚園と保育園ではその内容が異なる点も多いため、本ガイドライン策定の際も対象としてはおりませんでした。 幼稚園での教育の質の維持・向上については、今後も幼稚園長会などでの御意見なども伺いながら、できることから対応してまいりたいと考えております。
9	18	1 学童保育が3年生までとされる理由を教えてください。	栗田委員	児童青少年課	過去の経過として、当市では元々1年生から3年生までを対象としており、平成27年の児童福祉法の改正により、小学校に就学している児童を対象として定められました。法律では小学校に就学している児童と定められたものの、対象は地域の実情により条例等で定めることとなっております。現在、当市においては学童保育所の定員が超過状況にあり、学童の大規模化への対応が課題となっております。小学校1年生から3年生(障がいのある児童は小学校4年生)までの低学年を受入れている状況ではありますが、既に定員超過状態にあり、定員確保については、低学年の受け入れを最優先として行うこととし、高学年児童の受け入れについては今後の課題としています。
10	18	1(3)②放課後児童健全育成事業(学童保育)及び放課後子ども教室事業について 寄せられた意見には、「きめ細かい支援」と「支援の必要な児童を発見したら関係機関に繋げる」ことが必要で、「声を出せない子の実態を把握するためには公的責任が重大」となっています。 これに対する検討結果ですが「一人一人の児童の状況を学校と共有の上、きめ細かく対応するよう努める必要があります」となっていますが、その対象はあくまで「特別な配慮を要する児童」ということでよろしいでしょうか。 この事業は学校教育活動外の事業なので、必要であれば児童の状況を学校と共有する、ということなのではないかと思えます。受け取り方によっては、対象が参加する児童すべて、とも理解されてしまうのではないかと感じられるので、明確にするような文言を追加していただくことは可能でしょうか。	古源委員	生涯学習課	以下のとおり、変更します。 児童の様子の変化等状況により、一人一人の児童の状況を学校と共有の上、きめ細かく対応するよう努める必要があります。また、放課後子ども教室に係る各会議も新・放課後子ども総合プランの目的のため、十分に協議を行っていく必要があります。いただいた貴重な御意見も踏まえながら、関係各課と連携しながら今後も進めていきたいと思えます。